

河合町議会会議録

令和2年 3月18日 開会

河合町議会

令和2年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第4号（3月18日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	4
○議案第5号、議案第18号、議案第20号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第21号の委員長報告、討論、採決	10
○議案第7号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の委員長報告、討論、採決	19
○議案第10号から議案第17号の委員長報告、討論、採決	22
○同意第3号、同意第4号の一括提案理由の説明	38
○同意第3号の採決	39
○同意第4号の採決	39
○議員発議第3号の上程、説明、討論、採決	40
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決	41
○議員発議第5号の上程、説明、討論、採決	43
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	44
○閉会の宣告	44
○署名議員	45

令和 2 年 3 月 1 8 日（水曜日）

（第 4 号）

令和2年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

令和2年3月18日(水)午前10時00分開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 5号 | 令和元年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第18号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第20号 | 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与
の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第21号 | 河合町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第24号 | 河合町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第25号 | 河合町道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第26号 | 河合町道路線の変更について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 令和2年度河合町一般会計予算について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 令和2年度河合町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算につい
て |
| 日程第17 | 議案第15号 | 令和2年度河合町介護保険特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 令和2年度河合町水道事業会計予算について |
| 日程第20 | 同意第 3号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第21 | 同意第 4号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第22 | 議員発議第3号 | 町税に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議 |

日程第 2 3 議員発議第 4 号 リーガルサポーターズ制度の導入を求める決議

日程第 2 4 議員発議第 5 号 精神障害者の交通運賃割引制度の適用を交通事業者へ求める意見書

日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5 まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	森 光 祐 介	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	西 村 潔
13 番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	竹 林 信 也	企 画 部 長	澤 井 昭 仁
総 務 部 長	福 井 敏 夫	福 祉 部 長	門 口 光 男
住 民 生 活 部 長	木 村 光 弘	ま ち づ く り 推 進 部 長	堀 内 伸 浩
教 育 部 長	上 村 欣 也	企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 次 長	浮 島 龍 幸	福 祉 部 次 長	杉 本 正 範
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	福 辻 照 弘	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	石 田 英 毅
安 心 安 全 推 進 課 長	上 村 学	総 務 課 長	小 野 雄 一 郎
財 政 課 長	上 村 卓 也	住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史
社 会 福 祉 課 長	浦 達 三	高 齢 福 祉 課 長	松 村 豊 範

子育て支援課長	小山寿子	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	佐藤桂三	まちづくり推進課長	中島照仁
教育総務課長	中尾勝人	生涯学習課長	小槻公男
特命担当課長	梅野修二	スポーツ振興課長	中野典昭

欠席者

特命担当課長	井筒匠
--------	-----

会議に従事した事務局職員

局長	阪本武司	調整員	松本良一
----	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（杵本光清） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議事日程につきましては、本日追加されました同意第3号、4号、議員発議第3号、4号、5号、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、さきに上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

報告は総務常任委員会、厚生常任委員会、経済建設常任委員会、予算審査特別委員会から委員長の方に報告していただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告どおり決定いたしました。

◎議案第5号、議案第18号、議案第20号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第1、議案第5号、日程第2、議案第18号、日程第3、議案第20号を総務常任委員会に付託しておりますので、西村 潔総務常任委員長より報告を求めます。

西村委員長。

○12番（西村 潔） それでは、総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第5号、第18号、第20号について、3月13日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第5号 令和元年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入は一括で、歳出は款項ごとに審議を行いました。

歳出では、各項で建設事業費、使用料及び賃借料、委託料、負担金の減額があり、その理由は仕様変更、入札執行の結果リース期間の変更、負担金算出基礎データの変更、国の内示額変更などでした。また、公債費、長期償還利子の減額は、予算編成時の利率より実際の利率が下がったのが理由で、第二小学校改修工事第3期は、国の補正予算により前倒し発注するため計上しているということでした。

歳入では、財政調整基金を一般会計にできるだけ繰り入れないよう工夫を行うように意見もございました。

審議の結果、賛成、反対同数となりましたので、委員長決裁におきまして可決することに決しました。

議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、理事者より説明を受け審議を行いました。

会計年度任用職員制度導入に伴う関連条例の改正であるとの説明がございました。サービスの宣誓の適用範囲などの質疑がございました。

審議の結果、全員賛成で可決することにしました。

次に、議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議を行いました。

給与減額の改正のため、歳出の厳格化で一般職員の減額だけでも避けられないか、一般職員の士気が低下しないかとの質疑に加え、今後の見通しについての質疑には、削減期限は財政健全化計画の目標年度である令和4年度が区切りになるということでした。また、課税強化

の成果を反映して削減率の改善ができないかとの質疑には、歳入状況を見た上で来年度の対応になるとの答弁がございました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論をお願いします」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論とのことですので、討論に移ります。

まず、本案に反対する討論の発言を許します。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の補正予算の重点が、GIGAスクール構想を推進することにもあります。この構想というのが、教育政策というよりは本当に経済政策というふうに言えると思います。財政的、また管理体制等も後年度負担は大きくなるとともに、教師の負担を高め、さらに子供たちに寄り添いながら人格形成を目指す教育の在り方を大きく変えてしまうものであると考えます。そういう点でも、これを進める補正予算であり反対させていただきます。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言ございませんか。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今ありましたGIGAスクールの件につきましては、日本国として世界各国の青少年の調査をした結果、かなり日本ではそういうIT関係、特にそういうコンピューターを触るということが遅れていると。そういうデータのもとで行う事業なので、ただ私が1点ちょっと気になるところは、国の補助もあるんですけども、ただし、しっかりと皆さんご存じのように、ソフト等は何年か、5年、10年単位で変わっていきます。今の子供らがこの施策を受けられて、その後、5年、10年後に風船上げたらどこか行ってしまったという事のないように、しっかり注意を払って進めていきたいと私は思っております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

反対討論があれば。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論させていただきます。

教育費で、今回新規にG I G Aスクール構想事業費、小中高の校内通信ネットワークの整備ですが、河合町の財源が豊かであれば児童、学童のためにこの事業推進に賛成できますが、全く一般財源がない、俗に言えば財布はすっからかんの中で、事業費の半分を国が負担してくれるとってこの事業を進めても、本町にとっては、かなり負担は今後大きくなります。

先般、国の補助金の内示があり、当初5,040万、補助金の内示と置いていたところ、3月9日、1,930万になったとの減額の内示がありました。ということは、今後、一般財源からの負担が増えるということになります。

前回、理事者側の説明では、1億円の事業から5,000万の事業に当初縮小して今後の事業に進めるということになっておりましたが、インターネット等の機器類は5年、数年ごとに更新がせざるを得ません。今後負担がかなりなります。

そういうことと、もう一点、反対理由を述べます。

歳出の公債費の一部長期償還利子の予算が約1,790万減となっています。これは、借金の借換えで金融機関と交渉の結果となっていますが、あらかじめ元金利子償還の年次計画なんかは、ずっと計画しておられる、当初に作成していると思います。あまりにも予算の算定に、積算に問題はないのかと懸念しております。

それと、下水道事業特別会計の歳入の使用料、手数料の見込み額予算の積算の精度が低いのではないのでしょうか。それにより一般会計から繰入金で2億、一般繰入金が2,900万ほど入れざるを得ません。前回にも、前年度、30年度も使用料の見込みが上水道の節水等によって減収となっていることが分かっております。これは当初予算の立て方に問題があると思いますので、その点も今後踏まえて、今度予算の立て方をよろしく願います。

という理由で、今回は反対とさせていただきます。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成の討論をさせていただきたいと思っております。

G I G Aスクール構想に関しましては、確かに国の交付金のほうが減額されて、その中でも、どういった形で子供たちに対する教育環境を整備するかというところで、どのように考えているかというところで、この説明を受けた直後に担当者の方に何回か問合せをさせていただいております。その中で、気持ちとしてのものと、それと実際の予算金額というものについてのバランス、それを考慮した上で、何とかここまではしておかないとというお話を承っております。私自身も同様の考えがありまして、その件に関しまして問合せをさせていた

だいております。

今回の国の交付金に関連する形のG I G Aスクール構想、これはまずはネットワークの構築をメインに考えられたものであります。実際のところ、ソフトでありますタブレット、キーボード付きのパソコン、そういった形のもの整備というものは、実際に文科省のホームページのQ & Aを見ましても、まだ仕様が正式に決まっていない状況であります。

はっきり言いますと、各自治体において、この構想についてエンドの部分のソフト、それを稼働するタブレットないしパソコン、そういったものがどういう仕様になるか分からない状況の中で今回この構想を進めるといって、各自治体の皆さんは困っているところもあるんです。しかしながら、今回私も確認させていただきましたけれども、ネットワークの構築、これだけはしておかなければいけない、そういった熱い思いを私は伺いました。

ネットワークと簡単に言いますと、電線を通せばいい、そういう形のものではございません。言わばこれはインフラの整備なのです。教育現場において、道路を造る、用水路を造る、その内容に則してお話しすると、10ギガという大きさの道路、用水路、言わば土管、そういったものを、インフラを整備しておかないと将来的に必要とされる情報量を流すことができない。そのために今回予算を少なく、交付金も少なくなったとしてもしなければいけない。そういう気持ちを私は確認させていただきました。

私自身もその部分は苦慮しております、どういうふうにするのかなというところで細かくお話を伺いました。絶対にそこだけは将来の子供たちのために整備しておかなくちゃいけない。分かってもらいたいと、そういった説明を受けましたので、私自身そこは理解しております。インフラの整備のために、この件に関しましては、私、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第5号 令和元年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 坂本議員。

反対討論。

○6番(坂本博道) はい。

○議長(杵本光清) どうぞ。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

本来、労働契約として成り立っている給与を財政健全化のために経営管理責任もない一般職員も含め、そしてまた労働組合もない状況の中で、一方的に給与を削減することについては、本来大変なことであります。平成29年からの財政健全化、改定の健全化計画を実施してから既に3年間経過しております。今回、給与削減を解除するための到達すべき健全化の目標も明確でなく、そしてまた期間も延長を繰り返す状況でもあります。その中での今回の改定であり、2級以下の職員は免除するというものの、そういう点ではどの時点で解除するか目標が明確でない中で一般職も含めた給与削減は、やはり見直すべきではないかと考え

ます。

そういう点で、この条例改正には反対をさせていただきます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

大西議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論をします。

条件付で賛成いたします。今回この条例改正、要は職員の給与削減、さらなる削減です。これは非常に職員にとって苦しい部分だと思います。ただ、財政状況等を考えてということだと思うんです。条件付というのは、これは1年間ということになっています。必ずこの1年間で、要は一旦この減額された部分を必ず見直してということだけでいただけるように願って、賛成討論とします。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第21号の委員長報告、

討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4、議案第6号、日程第5、議案第8号、日程第6、議案第9号、

日程第7、議案第21号を厚生常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸厚生常任委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西委員長。

○9番（大西孝幸） それでは、厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第6号、第8号、第9号、第21号について、3月13日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第6号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

国民健康保険の奈良県一元化後に財政調整基金が残っていた場合の利用について、住民への還元、一般会計繰入金の抑制に使えないかとの質疑があり、町独自の健診事業などの各種保健事業を行いたいとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第8号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

利用件数の増減に伴うものであるため、その背景について質疑があり、施設の町外移転など答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第9号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

保険料の増額要因については、納付者の所得構成から増額を見込んでいるとのことでした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

納期の10期化に伴う滞納対策、担当課での徴収について質疑があり、関係課と協議を行い徴税体制を検討するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論をお願いします」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論に移ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

本来、国の制度実施の際には、低所得者対策として活用するという保険基盤安定繰入金、保険者支援分が今回の補正では増額されますが、そして黒字予測ということもあって国保財政調整基金への繰入れもまた増やされていきます。そういう補正にもなっております。しかし、そういう点で、それらの活用のところに制度のそもそもの趣旨を含めて、その方向性が明確でないという点もあります。そういう点では、この補正については、そういう点から反対をさせていただきますと思っています。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） それでは、そのほかの発言。

○11番（岡田康則） 反対討論。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 反対討論をさせていただきます。

まず、この財政調整基金、国保財政調整基金ということでありまして、今この現時点、コロナ、またそういう形で、また生活困窮者、あと年金生活者は、非常に厳しい方もおられるのが現実であります。この冠のとおり、財政調整基金、国保の財政調整基金、一度県の一元化も大変理解はできますが、それまでに、やはり調整を一度していただきまして優しい町河合町やなどと言われるような形で一度やっていただきたいかなということで、今回は反対させていただきます。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第6号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論します」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 討論に移りたいと思います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 今回の補正そのものは、実務的な内容とは理解しています。しかし、やはり国が進めるこの介護保険制度の中での相互事業推進と、それから一定、軽度者への介護保険給付から外していくという方向というのを進めていく、全体としてのそういう制度の中にあるということで、本予算の中でも党としても反対してきたわけですが、そういう点を踏まえて、今回の補正につきましても実施上、保険者として進める予算であり、これについて反対したいと思っております。

○議長(杵本光清) 次に、本案に対する賛成者の発言はありますか。

○9番(大西孝幸) はい。

○議長(杵本光清) 大西議員。

○9番(大西孝幸) 賛成討論をします。

今回のこの介護保険の補正予算については、国費であったり県費であったり、その部分の確定された段階での減額という意味において、これは介護保険事業としては減額する意味がある補正だと思いますので、賛成します。

○議長(杵本光清) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第8号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第9号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 討論との声ですので、討論に移ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○5番(中山義英) はい。

○議長(杵本光清) 中山議員。

○5番(中山義英) それでは、反対討論を述べさせていただきます。

今回、国保税の納期回数を従来の8回から10回に増やされた原因が、1期当たりの納税者の負担額を軽減したいという意図からであることは理解できますが、納期回数を増やすことで多くのデメリットが生じるため、反対の立場で7点意見を述べます。

まず1点目は、今回の納期回数の変更については、医師や薬剤師、被保険者代表などで構成される河合町の国民健康保険事業の運営に関する協議会で十分な審議がなされず、協議会の承認をもらっていないことです。本来の筋から言いますと、まず協議会で十分審議し、協議会の承認をもらってから議案として提出するべき事柄であるにもかかわらず、承認をもら

っていないということは、いささか協議会を軽視していると言えます。

2点目は、6月に当初納付書を送付する場合、確定申告の情報を十分反映できないケースもあり、所得割額が算定されていない納付書が送付されることが考えられます。そのため、当初の納付書を送付した後に、再度、所得割額が算定された納付書を送付しなければならないケースがあり、毎年、印刷製本費、通信運搬費等の経費が増えることが予想されます。

原因は、国保税の所得割額の算定は、確定申告や会社からの給与支払報告書、国からの年金の支払報告書に基づくケースが多く、中でも確定申告に基づいて所得割額を算定する場合、6月に当初納付書を送付しようとするれば、少なくとも5月中旬までには税務署から収入等の情報が届いている必要があります。

ところが、3月15日が確定申告の最終日であることから、税務署から送られてくる情報は、紙ベースで申告された場合は電子申告より情報提供が遅れるため、5月中旬までに情報を得ることは難しいです。

5月中旬までに税務署から情報提供がなければ、当初の納付書は一旦所得割額がゼロで均等割、平等割の基本料金だけで送付することになります。その後、収入等が判明した時点で再度所得割額を算定した納付書を送付することになるため、当然に印刷代、郵送代など余分な経費が増えることになります。また、納期回数が8回から10回に増えたことで、口座振替及びコンビニ手数料などが増えますが、コンビニ手数料は1回当たり66円と、銀行や郵便局の口座振替手数料の4倍から6倍かかります。

財政健全化を進める河合町にとって、納期回数を増やしたことで生じるシステム改修費、印刷代、郵送代、口座振替及びコンビニ手数料などの経費増加は、決して住民が納得できる話ではありません。特に印刷代、郵送代、口座振替及びコンビニ手数料などの経費増加は、毎年発生することになるので、無駄な経費、税金の無駄遣いと言わざるを得ません。なお、納付書が8枚から10枚になることで、当然に納付書の重さも変わってくるので、郵送料が若干高くなる可能性があることにも注意が必要です。

3点目は、国保加入世帯は、6月末までに新たに住民税と国保税の2つの税金を払うことになり、6月は負担増の月になります。特に、個人事業主で国保加入者の中間所得者層には大きな負担を強いることになるので、問合せに対して理解を得る説明が出来るのか甚だ疑問に感じます。また、住民税と国保税の1回目の納付月が重なることで、納税者の負担が増え、結果的に滞納者の増加も予想されます。

4点目は、行政側の課題として、例年より1か月早く納付書を送付することで、通常に比

ベチェックの回数が減り、課税誤りの件数が増えることが予想されます。それが原因で、河合町に対する住民の信頼度の低下を招くおそれも心配されます。さらに、会計年度が変わってわずか2か月間で課税処理を行うため、職員の負担も今まで以上に重くなると考えます。ある程度人員を増やすなど組織強化も必要と考えますが、そういったところも十分に検討しないままスタートすることは、無謀な取組としか言いようがないです。

5点目は、納期回数を増やすことで、介護保険料の特別徴収に関して、国保税、住民税の天引きがスムーズに処理されるのか全く予測できません。

6点目として、納税者の負担軽減とはいえ無駄なお金を使って納期回数を増やさなくても、納付が困難な場合、税務課の収税係に行けば、納税相談により支払い回数を考慮してもらえるのに、なぜ無駄なお金を使ってまで納期回数を増やす必要があるのか、甚だ疑問に思います。また、納付相談をするに当たって、平日は役場に行けない人に対しては、以前に提案しましたが、土曜か日曜日に休日窓口を開設して対応することも可能です。

7点目として、奈良県下で大分以前から10回納期を実施している奈良市と、これからやろうとする河合町では、そもそも電算処理の方法が違います。奈良市の場合は、数十年前から電算処理は自己電算処理であるため、ぎりぎりまで税務課の課税情報を取り込み国民健康保険に反映させることができますが、河合町の場合、電算処理を業者委託しているため、一定期間までに入力した情報しか反映できないという時間的な差が生じます。そのため、河合町が10回納期を実施しても、奈良市のようにほとんどの人に所得割額の入った当初納付書を送付することはできません。

要するに、電算処理を自己の自治体でやっているのか、業者委託でやっているのかの違いが、当初納付書に所得割額を完全に近い形で反映できるか否かに大きく関わっているという根本的な違いに気づくべきであり、河合町は何をやるにしてもあまりに考え方が甘過ぎ中途半端であると考えます。

以上の7点の理由から、納期回数を8回から10回に増やす議案第21号 国民健康保険税条例の一部改正については反対します。

以上です。

- 議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言はありますか。
- 6番（坂本博道） はい。
- 議長（杵本光清） 坂本議員。
- 6番（坂本博道） これに賛成討論をさせていただきます。

国民健康保険の制度は、命を守るセーフティネットの役割で大変重要です。そういう点で、とりわけ今のコロナウイルスの状況のときでも、早期受診も含めて促すものとなります。そういう点で、その際に保険証がやはりなかなか手元にない、もしくは短期証の場合があるというようなことが、やはり一つの障害になります。そういう点では、納付をきちんとして通常の保険証がきちんと発行されるという状況をつくるということは、非常に大事なことだと思っております。

その上で国保税の納付の仕方、方法について、いろいろな町でも、自治体でもいろいろ工夫もされておりますが、その一つとして、一定分割して、とりわけ自営業者とか、それから高齢者の多いこの制度の中で、1回分の負担を減らすという形で納付を言わば促すという、そういうこともやられてきたかと思えます。そういう点では、様々な確かに実務的な行政側の課題、まずこれがどれぐらいのものなのか、ちょっと今すぐには分かりませんが、しかし、一つの保険者に対するメッセージであったり含めて、このことを制度をきちんとして通常の状態を維持する点では、この納付回数を減らすというのは一つの方法として賛成したいと思っております。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

大西議員。

○9番（大西孝幸） 反対討論をします。

まず、8期から10期にすることで、中山議員がおっしゃってました納付書が2回行くというようなことも起こります。その辺は被保険者の方が混乱するという部分もあります。それと、システムの見直しという部分にも影響します。また、3月末が最終の納期限となるということでしたら、今まで保険証が4月1日に更新ということでしたが、今はもう8月更新になっています。

ということで、今までは3月、保険証交換までに納付すれば保険証は更新できると、そういう部分が、8月になりますと8月までに払えばいいやというような方も出てくるのではと。そうなりますと、6月から新たに納付書が新年度行くということになりますと、そこで重複したりということで、滞納といいますか、逆に払いにくくなるんじゃないかという、そういう懸念もあります。

ということで、滞納、保険の根幹につながる、給付費を確保する意味においても、要は現状の8期でいいんじゃないかということで、この21号については反対ということで討論します。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私、反対の討論をさせていただきます。

この条例改正に関して、私自身はいろいろ説明を聞いている中でもメリットというのがちょっと分からない。職員の方の負担が増えてデメリットが多くなるんじゃないかなと思います。

それと、私が一番今危惧しているのは、起こってはいけないことですけれども、河合町の中に今問題になっていますコロナウイルス等が出てきたときに、河合町としては、ちょっと脱線して申し訳ないんですが、弱者に配るマスク、消毒液もないのが現状であります。もっとその辺を鑑みて、やはりこれを今慌ててすることなのかどうなのかと考えたときに、もっとやらなければいけないことがあるのではないかなと思ひまして、私はこの今回の改正に対して反対したいと思います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対の討論をさせていただきます。

他の議員からもコロナウイルスの話があったと思いますけれども、今回コロナウイルスの影響で、確定申告の納付、それと追加納税、これは1か月ずれております。3月15日というものが例年期限としてあったんですけれども、これを1か月ずらしております。

単純にずらしたただけの話ではございませんで、実際にそれに対して住民税なり、いろいろ課税されるものに対して、今度処理することになるわけです。それが一月ずれるということは、圧縮されるわけです。その事務处理的なものはどういう形になるか。担当の職員さんは多分、戦々恐々だと思うんです。

その状況の中で、来月の4月1日から10期に分けますと、事務手続の回数を増やしますと、確におっしゃることは分かります。1回当たりの納付する金額を抑えることによってという意図は分かります。分かりますが、今回に関しましては、これは時期尚早ではないかなと。時節、状況を考えますと、本来今回のこの定例議会における審議というか、導入、来月の施行という意味合いでのものでは、私は反対すべきではと考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。

着席願います。

よって、議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、否決されました。

◎議案第7号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第8、議案第7号、日程第9、議案第24号、日程第10、議案第25号、日程第11、議案第26号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、馬場千恵子経済建設常任委員長より報告を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） それでは、経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第7号、第24号、第25号、第26号について、3月16日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案審査に先立ち、議案第25号、第26号の町道路線認定及び変更の現地視察を行いました。それでは、議案第7号についてです。

議案第7号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

減額の理由については、消費税額と事業費の確定によるもので、汚水排出量減少による奈良県第二浄化センター負担金の減少、入札執行による不用額発生などであるとの答弁がありました。また、下水道長寿命化計画の見通しについての質疑には、進捗率などの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第24号 河合町営住宅管理条例の一部改正については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

民法の債権に関わる改正と町営住宅、住宅法改正により条例改正を行うとの説明がありました。民法改正から2年たってからの改正について、職員が改正内容を掌握しているのかについて質疑がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第25号 河合町道路線の認定については、現地確認を踏まえて審議を行いました。

認定路線終点にあるロータリーは、町道区域であるか、一部に透水性の舗装を施工した理由について質疑がありました。ロータリーは、認定こども園の開発に伴う取付け部分で町道ではなく、透水性舗装は水はけの悪い箇所に採用したとのことでした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第26号 河合町道路線の変更については、現地の確認を踏まえて審議を行いました。

拡幅延長された町道19号線の事業経緯についての質疑があり、地元要望の経緯について説明されました。また、供用開始後に想定外の事案が発生した場合は、地元との協議により対処すること、道路勾配及びコンクリート舗装採用についての説明がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論とのことですので、討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の補正予算につきましては、住宅増での収入増を見込んでいたことが予算で見込み違いとなり、収入が減る、同じ規模で歳出は減るということにならず、結局、財源不足となり、制度上一般会計からの新たな繰入れが必要となっております。そういう点では、予算編成の際の見直しも促す意味も含めて、これは反対したいと思います。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第7号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

よって、議案第24号 河合町営住宅管理条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第25号 河合町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第26号 河合町道路線の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩したいと思います。

再開は11時5分からとします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◎議案第10号から議案第17号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第12、議案第10号、日程第13、議案第11号、日程第14、議案第12号、日程第15、議案第13号、日程第16、議案第14号、日程第17、議案第15号、日程第18、議案第

16号、日程第19、議案第17号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、馬場千恵子予算審査特別委員会委員長より報告を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） それでは、報告いたします。

去る3月4日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第10号から議案第17号までの8議案について、3月9日から11日までの3日間委員会を開会しましたので、その結果並びに主な内容について報告いたします。

議案第10号 令和2年度河合町一般会計予算については、予算書と一般会計、特別会計予算案の概要により、歳出から款項別に審議を行い、歳入は一括で審議いたしました。

審議に先立ち、予算に関わる基本データの提示、マイナスシーリングの内容、予算編成に当たり力点を置いている箇所などの質疑があり、答弁及び関連資料の提示がありました。

総務費では、会計年度任用職員報酬の算定方法、委員等報酬や各種負担金の内容と実績について質疑がありました。また、使用料及び賃貸料の内容、委託業務のチェック体制、施設管理の在り方、補助金と交付金の算出及び実績評価、精算方法などについても審議されました。

民生費では、社会福祉協議会補助金の内容と委託業務などの質疑があり、国民健康保険税などの特別会計への繰出金については、国により繰出金の仕組みが定められていると説明がありました。また、扶助費の増額理由については、給付者の増加が主な原因であるとのことでした。さらに、負担金の目的、子育て支援に関わる事業、こども園の運営体制や費用について審議されました。

衛生費のうち、保健衛生費では、がん検診などの委託先と受診率の低い検診に対する考え方、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の概要と実績について質疑があり、静香苑環境施設組合分担金の増額理由は、建設工事に関わる公債費の増額によるものと説明がありました。

清掃費では、資源ごみ再生処理業務の契約内容、塵芥処理施設管理委託費の増加によって質疑があり、委託費の増加は業務員を1名追加したとのことでした。また、清掃工場維持補修費の内容については、受水槽やピットの少額工事に充てると説明がありました。

農林商工費では、森林整備工事は宝塚古墳周辺の整備で、ため池改修工事の緊急性を伴う大輪田八王子上池、また佐味田加明池であるとのことでした。

土木費では、負担金を支出している協議会などの内容、道路工事の区分と施工場所または

箇所、橋梁工事の内容、河川維持工事、公園施設管理について審議されました。また、空き家対策事業の今後の目標設定について、土木費の住宅費では住宅整備費と住宅維持補修費の事業内容の割り振り、予算計上の工事内容や今後の計画について質疑がありました。

消防費では、2つある消防団補助金の違い、出動手当の支給方法、報償費の内訳などについて質疑がありました。

教育費では、学校、社会教育施設、体育施設における施設管理業務や光熱水費の見直しと節減について、学校図書の充実、要保護生徒就学援助金、各種負担金の内容などについて審議されました。

公債費では、第三セクター等改革推進債の年度中増減見込み額について、記載がないことが質疑され、償還期間の見直しを金融機関との協議、令和5年3月まで償還を行わないとの答弁がありました。また、施設の運営管理を計上する費目では、施設の統廃合、耐久年数、活用方法などの質疑がありました。

また、予算案審議後の各委員からの意見として、1、歳出ありきの予算ではなく歳入に見合った予算を編成する。2、各種補助金、負担金の算出根拠を明示し、分かりやすいものにする。3、前年度予算を踏襲している面が強く、財政健全化への取組の意欲が見えない。4、河合愛A I構想の予算への反映が見られないなどがありました。

審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

また、特別会計は、担当部ごとに審議をいたしました。

議案第11号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

国民健康保険税滞納への対応については、督促状の送付と訪問徴収で対応。平成30年度調定額と比較し、予算額が少ないことについては、被保険者の減少などを加味して計上しており、国民健康保険財政調整基金の繰入れは、財源確保のためとのことでした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第15号 令和2年度河合町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

被保険者保険料の予算額が少ないこと、介護サービスで需要が増加しているサービスは何か、地域包括支援センターの運営方針について質疑があり、答弁がされました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第16号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、歳入歳出そ

れぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第12号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

取り扱う債権は私債権であり、来年度の組合からの改修予定は3件とのことでした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第13号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳入における一般会計繰入金は、予算編成で歳入不足である場合、総務省の基準に基づき繰り入れるものとのことでした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第14号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

本事業は、水洗化されていない方がいるため継続しているが、ニーズ調査を行いたいとのことでした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第17号 令和2年度河合町水道事業会計予算については、収入支出それぞれ一括で審議を行いました。

収入のその他営業収入は、メーター売却や開栓負担金などで、他会計貸付金返還、または貸借対照表の返済計画に基づき実施するとのことでした。

支出の固定資産購入は、支払い30年を超えるトラックの買換え、また事業は西大和配水池撤去、近隣町との共同化などが行われているとのことでした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、当委員会に付託されました議案第10号から議案第17号までの審議結果及び主な内容について報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第10号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論。

（「討論をお願いします」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論ということですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論をさせていただきます。

単に反対のための反対でなく、次の理由により反対の意思を表明します。

歳出の一つ、公債費について。

今までの財政に関する町の資料や県に提出している起債許可の資料を見ても、今年度も公債費11億数千万円となっておりますが、予算書では今回9億1,456万円の償還となっております。

先日の予算審査特別委員会で、土地開発公社清算時に起債した第三セクター債の元金分の償還が、令和2年から令和4年度までの3年間、銀行との交渉で償還猶予になったと町側から説明がありました。このことは非常に重大な案件です。このような大きな借金を次の若い世代にどしどし押しつけるものであり、無責任ではないでしょうか。このように特例的な手法による対処で財政状況は好転するとは思えません。

また、こども園を建設、開園になったからといって、多くの若い世代が本町に移り住んでくれると本気で信じているのかと思います。一方、財政担当課長より、令和元年度の基金残高の予定は約5,000万ほどとなると説明いただきました。借金は膨らむし、最後の苦肉の策で返済期間を恣意的に延長するのでしょうか。

性質別歳出を見ますと、人件費は約16億6,000万円で昨年の当初予算より7,000万円増、物件費は8億3,400万円で2,790万円増、維持補修費は4,249万円で584万円増、補助費負担金などは8億6,000万円で6,360万円増といったように軒並み前年増となっております。予算書を詳細に精査しましたら、ほとんど経費縮減に至っておりません。

一方、歳入を見ますと、町民税、地方交付税など多くの点で見込み額が過剰になっているのではありませんか。特に問題なのは、売れるかどうか分からないのに財産収入として約1億4,000万円を計上しています。歳出に合わせるために歳入の額を膨らませた内容となっております。粉飾決算ではありませんが、粉飾的予算で実質赤字予算となっていると私は認識しております。抜本的に歳出の各事業見直しを即刻するべきと考えております。

よって、反対とします。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言はありませんか。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私は、予算審査特別委員会で反対いたしました。多くの質問、自分が納得できないこと等を話しさせていただきました。今日現在、修正案等が出ていないのは大変残念に思っております。しかし、一つの例ですが、民生費の一部であっても2,500万の削減等、努力されていることもうかがえます。

私は一番危惧しているのは、4月からの令和2年度の予算が施行されなく、行政が止まる、滞るということは私の本意ではございません。今日、町の住民の皆さんの信頼を取り戻すためには、外部の力を借りる以外ないと私は思っております。

私個人としては、議員の行える予算書ができるまでの行動が、私自身足らなかったと反省もしております。議員の行える請願、陳情、発議を利用して、各議題について追及、改正を図っていきたいと思っております。

よって、予算は止めることなく進めたいので賛成といたします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私は反対を表明させていただきます。

予算審議の際にもお話しさせていただいた内容なんですけれども、3日間にわたって予算審議は行われました。その中で、いろいろ私自身も質問させていただくこと、30項目から45項目ぐらいかな、用意させていただいて、いろいろやり取りさせていただいておりました。その中で、当然のことながら、理事者側としては、ここの部分の数字はあまり動かしにくいと、そういったものはあった、そういったものが私としても質疑のやり取りの中で感じられました。

そこで、私としては、気になった点を最後に審議の際に申し上げさせていただいたんですけども、最終の決定権者である町長さんから、清原町長様から、この部分に関しては私が数字を責任を持って行いたいと思いますので、そういった話すタイミングが何回かあったのではないかなど。しかしながら、その予算審議の際には、そういったお気持ちを、考えをお伺いするタイミングがほぼなかったんです。その件に関しては、私としましては残念に思います。

将来にわたって、この予算の議案に関しましては、案については、将来評価されるべき内容だと思います。今現状で、いろいろお話ししていたとしても、議論を尽くしたとしても、

結果として出るのは未来です。そのときに、その状態のときに私が将来を考えて責任を持ってこの予算書を提出しておりますという形のお話がある、ないでは、やはり町民の理解は得られないところもあるのではないかと、そういったところを私は危惧しております、今回反対させていただきます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかに。

（「反対討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 反対。

谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 結論として申し上げます。

全体に、この収入に見合った行政になっていないと、依然として収入より支出のほうが多いと、身の丈に合っていない行政と思われまます。

よって、反対いたします。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 反対の立場で述べさせていただきます。

河合町の、まず予算で感じましたことは、やはりお金を払う、払わなければいけないということは、これは分かるんですけども、例えば委託料にしても払えば終わりじゃなく、やはりそのチェックというか、払った以上ほんまにちゃんとそれが履行されているのかどうかのチェックがないように、ほかの自治体では、やはり一旦お金を出した以上はとことんチェックをして、もしそのお金に見合うようなことがなければ、当然減額とか次から委託しないとか、そういった厳しい姿勢で対応しているんですけども、何か河合町はお金を出してしまえば、もうそれで終わりというふうなことを予算で、お話をさせていただいている中で感じました。

それと、先ほどからありましたように、何か歳出ありきの歳入というふうな感じが強く感じました。本来は、やはりなければならないような、身の丈に合った予算を組んでいくべきじゃないかなと、それはつくづく感じました。

以上です。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 私も、まず結論から言って反対といたします。

予算委員会冒頭でも言いましたように、今、河合町の財政は本当に悪いんです。そこで、やはりこの予算委員会というか、5万円でも削減できて、10万円でも貯金、基金が増えるような、そういう予算でないといけないということなんですけれども、他の議員から言われましたように、清原町長から自らの、私はこうしてこういうふうやっていくんだという構想ですよね、次年度に対しての構想も全然なかったわけなんです。本当に少し小さいことを言いましたけれども、そこまで目をほんまに通してもろたのかなとか、そんなことを思いました。

ですから、もう一度これはつくり直すと言ったらおかしいですけども、やはりきっちりとした住民が理解できるような予算を達成いただきたいかなと思ひまして、反対とさせていただきます。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 私は賛成討論をします。

まず、本日も議案第20号で特別職と一般職の給与の削減という条例改正がありました。その中で、まず一般職については、以前より踏み込んだ減額の改正となっていると思います。そういうことで、こういうことから職員生活に係る部分が、一番苦しいと思います。そういう部分を含んで、要は財政、財源の確保、一部確保ですね、そういうことをして確保しているというのも1点あります。

それと、経常的経費、要は住民に直接関係する経常経費もありますし、一部見直すところはあると思うんですが、総合的に判断して私は賛成といたします。

○議長（杵本光清） ほかに。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

清原新町長のもとの初めての予算ということですが、確かに経常収支比率が100を超えているという状況で、新規事業を含めて非常に難しい中ではありますが、その中で特色をどう出すのが求められていたと思います。しかし、河合愛A I 構想についても新年度予算に策定費用を計上していると、新年度で事業としての関係が本当に明確でないと思います。

また、財政問題への町民の関心と不安が大きいが、財政健全化を清原町政のもとでどう進めるかが今回の予算とセットで明確にされておられません。平成29年の改定健全化計画を基本

とするのであれば、その内容自身が実際の具体化では変化してきているだけに、現時点での清原町政のもとでの計画として見直し、町民に提起すべきですが、それを出さないということは、これまでの岡井町政の路線と何ら変わらないということになるのではないのでしょうか。

なお、この健全化計画も先ほどの論議のときに令和4年までということでしたけれども、平成29年に策定して5年ということですから、令和3年までの計画ではないかと思います。また一方で、この予算案の中で財源づくりのために幼稚園、保育所跡地などの売却で1億4,000万円の見込み収入、そして一方で地方債の三セク債への償還費用で元金、年約9,500万円、これを3年間で約2億円、これを繰り延べするということが、その影響を含めて十分説明されないまま、この中に入っていたということが委員会の審議の中で分かりました。

また、予算編成でマイナスシーリングやゼロシーリングしながら特定の団体への補助金は大幅に増やす一方で、町民プールは閉鎖方針になっていたなど、住民への方針提起と説明が非常に不十分なものになっていると思います。そういう点で、予算の全体の枠組みと、それから住民への説明不十分という今回の予算というのが執行されたときには、今後多くの問題を残しかねない内容となっていると思います。

そういう点で、今回の予算については反対をさせていただきます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

ほかないですか。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 河合町の財政は、だんだん悪くなってきているというような認識は皆さんあると思うんですけども、かねてからいろいろ提案をしていることも踏まえて、やはり将来に向かって予算をつくっていくといけないので、一つの提案としては、前年度を踏襲する予算、考え方はある程度は理解します。しかし、やはりこういう財政健全化の中で、この1年間で何をやるかということを確認にしていけないと、住民にも納得はされないと思うんです。

そういう意味で、例えば毎年主要施策は掲示されているんですけども、これについての評価が全くなされていない。要するに、これでよかったのか悪かったのか、さっぱり分からない。前年度の中で、これをもう一回やりますよというコメントもないというようなことで、どういう効果があったかについては、歳出は収入の範囲でやらないといけませんので、既存の収入施策、去年の施策をそのまま踏襲という発想ではなくて、評価はしていってもら

わないといけない。これはもうかねてから私が申し出ていることなんですけれども。

それからもう一つは、ファシリティーマネジメントということではいろいろ言うてはおるんですけれども、この来年の3月までに個別の案件について、将来20年間で、どの公共施設をどうするのかについて報告しないといけないわけです。3年前には全体的なものを出しているわけですから、そういうことに対して、これは予算書の中ではなかなか具体的に、例えば半年以内に特別チームをつくって、これとこれを具体的に決めていくとか、決めた後は住民に説明をするとか、そういうものがこの予算書の中に全くちょっと見られていないのが残念かなと思います。

今後、必ずやらないといけないことですから、補正で上げるかどうか分かりませんが、そういう視点をこの予算書の中で清原町長は頑張ってもらえるというふうに認識しております。

それから、結局、来年度の予算の中で扶助費が1億6,999万円増加しているわけです。これは、これからも増加するわけです。ということは、どういうことかということ、歳出は自然増で膨れ上がるわけです。ということは、自然増の歳出を賄うための財源が要るわけです。これを1億7,000万も収入を上げるのは難しいわけですね、実際は。それだけじゃなくて、これから特別会計の繰越しが出てくるわけです。これはいや応なしに出てくるものもあるわけですね。こういう歳出の増加があるのは間違いないわけです。そうすると、これをどうしようかと思えば、やはり歳出削減を力を入れてやらないといけないとなるわけです。そういう意思が、この予算書の中に全く見られていないというようなことがございます。

それから、収入を上げていくという視点については、答弁はいろいろあったんですけれども、例えば使用料とか手数料が予算でこれは減っているわけですね。これをやはり少しでもいいから使用料、手数料とか、こういったものを増やすという視点が、この予算書では見られていないわけです。それがちょっと残念かなというふうに思います。

それから、清原町長の構想で、河合愛A I構想の施策については、もう少し住民に分かるような、例えばこれとこれとこれで予算を上げていると、今年度はこれだけ使う、来年度どうするかという、そういうようなスキームが全く出ていないということがございます。ここについては、ちょっと住民に訴える力が不足しているんじゃないかなというふうに思いました。

それから、歳入の全般になるんですけれども、毎年私は過去15年前から言っているんですけれども、町有財産の有効活用をしていく、売るという前提なんですけれども、なかなかこ

それが廃校になるから売るとかということじゃなくて、これはやはり収入に上げるんじゃないじゃなくて補正で売れたときに上げるという、従来の私の考え方なんです。というのは、最初から1億4,000万上げちゃうと歳入が出てくるわけです。そうすると、これは補正で売れたときに補正で上げるというのは、もちろん努力をしても必ず予算で上げたからといって売れる保証もないわけですよね。その辺のところについては、収入の見直しが従来と同じような見直しをしているという、見直しといいますか計上になっているんです。そういうことで危惧するわけです。

もう一つ、私が最終的に危惧しているのは、収入の減は予算で上がっています。しかし、これは場合によっては、昨年消費税10%で落ち込むということですから上げていると思うんですけれども、今こういうコロナウイルスによる個人所得とか企業所得の落ち込みは、これは必ず出てくると思うんです。そうすると、場合によって補正を組まないといけなくなるわけです。収入減の補正を。そうすると、収入減ということは、歳出をどうカットするかということを入れておかないといかんわけですよね。

その辺のところは全く、これはコロナについては予算編成時にはあんまり影響がないという見込みだったかもしれませんが、下手をすれば補正予算を、収入減の補正予算を組まないといけないと。そういうことは現実に、7月ぐらいまでに終わればいいんですけれども、どうも長期化する可能性がある。オリンピックも危うくなってきているわけですから、そうすると、かなり水が高いところから低いところに流れていくというような状況がこれからますます広がっていく可能性があるんで、その辺のところでは歳出を、これからでも歳出をカットしていくことを具体的に考えていかないと、収入は決まるわけです。収入が決まった時点で歳出を決めるということについて、手法が今までなかったものですから、その辺のところについて、予算については去年と同じようなベースの中でやっている、大なたを振るという、身の丈という言葉はいいんですけれども、むしろ大なたを振るわないと、なかなか扶助費が増える、少子化、高齢化によって増えていくわけです、放っておいても。これは国も同じことなんですけれども、現場を預かっている長としては、やはりこれは大きく、結構気持ちを入れてやらないと、なかなかできない。しがらみがあるでしょうし。

そういう意味で、この予算の在り方については、今後もう少し基本的な考え方を変えないと、なかなか難しいんじゃないかと私は思いますので、今の予算編成では、なかなかちょっと賛成には回らないということで、反対いたします。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。

着席願います。

よって、議案第10号 令和2年度河合町一般会計予算については、否決されました。

議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論ということですので、討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 国保会計は、来年度になると4億円近い基金があるという状況になります。子育て支援として、子供の均等割免除など保険者として独自の活用を実施せずに県の方針どおり県委託を進めようとする予算となっております。そういう点では、このありようについて反対したいと思います。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第11号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計予算については、可決されました。

議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

坂本議員。討論。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（杵本光清） 討論ということですので、討論に入ります。

本案に対する反対者の発言をまずお願いします。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 現在まだ8,000万円余りの回収及び、また返済すべき貸付金があります。

しかし、まだ今後の見通しも十分見えない状況でもあります。回収管理組合に言わばお任せするシステム、これを前提とした予算ということで、これについては反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第12号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、可決されました。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについても、委員会でも2人で表明しましたが、反対討論をしたい
と思います。

この予算で一般会計から今回も2億5,000万余りの繰入れ、それから新たな起債が必要と
いう事業としてなっております。住宅ローン収益見込みや、また長寿命化の進め方など年度
末に新たな繰入れなどが起こらないような予算組みという形であるべきではないかというこ
とで意見を述べて、反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第13号 令和2年度河合町下水道事業特別会計予算については、委員長報告
のとおり可決いたしました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

坂本議員。討論。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

この制度の必要性については、あると思います。しかし、数年にわたって予算の執行がな
い状況にもなっております。そういう点では、制度の在り方の検討の必要性を提起して、当
初予算としては反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第14号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、可決いたしました。

議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) はい。

○議長(杵本光清) 討論。

坂本議員。

○6番(坂本博道) これについても反対討論したいと思います。

軽度者の保険外しの動向なども、今後、国の制度としてまた進められようとしております。また同時に、給付が増えれば自動的に保険料増につながるという、そもそものところで問題を抱えた介護保険制度になります。そういう点では、大きな意味合いでのそれをそのまま進めるといふ予算ということで、これについてはやはり反対しておきたいと思っております。

以上です。

○議長(杵本光清) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第15号 令和2年度河合町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第16号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

か。

坂本議員。討論。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについても反対討論したいと思います。

この制度は、広域連合で運営するという制度で、確かに町そのものの位置では、範囲がなかなかやりにくい制度であるのは間違いありません。しかし、そもそもこの制度が医療保険制度を年齢で区別するという基本的な問題を抱えたまま、ずっと継続されております。

そういう点では、制度のありようということについて、それをそのまま進める、当初予算としては反対をしたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第16号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについても反対討論をしたいと思います。

奈良モデルの水道広域化路線をそのまま進めるということ为前提にした予算になります。

そういう点では、様々な見直しや、また検討も含めてより深めるということが必要だということ、当初予算としては反対をしたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、議案第17号 令和2年度河合町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎同意第3号、同意第4号の一括提案理由の説明

○議長(杵本光清) それでは、理事者より本日追加されました同意第3号、第4号の2同意について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長(田中敏彦) 議長。

○議長(杵本光清) 田中副町長。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) それでは、今定例会に追加提出いたしました同意第3号、第4号の2同意につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、同意第3号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員の任期満了によりまして、新たに次の方を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、広陵町馬見中3丁目1番271号。氏名、森本直也様。生年月日は、昭和46年4月1日。

経歴書につきましては、お手元に添付いたしておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、同意第4号、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任についてございま

す。

このことにつきましても、委員の任期満了によりまして、新たに次の方を選任いたしたいと思しますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

住所、王寺町明神3丁目4番10号。氏名、平田馨様。生年月日、昭和46年4月23日。

経歴書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、追加提出いたしました2同意の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎同意第3号の採決

○議長（杵本光清） 日程第20、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第3号の採決を行います。

本案に同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の採決

○議長（杵本光清） 日程第21、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第4号の採決を行います。

本案に同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎議員発議第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第22、議員発議第3号 町税に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議を議題といたします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の中山義英議員、説明を求めます。

中山議員。

○5番（中山義英） 町税に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議。

河合町においては、毎年人口は減り続け、町税収入も10年前（H21～30年度）に比べると2億円余り減少している。

歳入確保の見通しは不透明であり、一方では、少子高齢化に伴う社会保障費の増加は避け難く、歳出の削減によってこれを補うことは困難である上に、地方債の残高は120億円以上あり、河合町の財政状況は非常に厳しい状況である。

財政健全化に向けた取組みは、河合町の重要な課題であり、そのためには、支出の見直しを徹底していくとともに、収入の増加に努めていく必要がある。

近年の地方自治体においては、税収の伸び悩みや財源確保の観点などから、債権の管理及び回収の適正化が重要視される傾向にある。

徴収すべき税収入の確保と債権の適正な管理は、財政上のみならず、債権回収が滞ってしまうと、公共サービスの提供に影響を及ぼすだけでなく、納税者に対する住民間の公平性の観点からも必要不可欠なことである。ちなみに、河合町の町税に係る不納欠損額は、毎年約500万円以上あり、10年間の合計額（平成21～30年度）は、1億円を超えている。

町税の未収金への対応は、財源確保と公平性の両面から重要な課題であり、町税の徴収に関する事務執行が、関係法令等（地方税法・地方自治法・地方自治法施行令等）に基づいて適正に処理されているか、また、その手続きについて、効率性・有効性の観点から、改善す

べき事項はないか等について個別外部監査により検証することは、今後の河合町行財政運営にとって重要と考える。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和2年3月河合町議会定例会において、「町税に係る不納欠損処理の個別外部監査実施」を求める決議を提出するものである。

令和2年3月18日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第3号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議員発議第3号 町税に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議は、原案のとおり可決されました。

◎議員発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第23、議員発議第4号 リーガルサポーターズ制度の導入を求める決議を議題といたします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の中山義英議員の説明を求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） リーガルサポーターズ制度の導入を求める決議。

リーガルサポーターズ制度は、河合町職員が職務を遂行するにあたって、必要な時にタイムリーに法律の専門家から、的確なアドバイスを得られる体制を整えるため、弁護士を任期付き職員として、河合町役場内に常駐してもらう制度である。従来は、弁護士への相談を「最後の手段」として考える傾向があったが、リーガルチェックが必要な案件は近年増える傾向にあり、早い時期にリーガルチェックを受けることで、軌道修正できるものもあり、コ

ンプライアンスの観点で問題拡大を防ぐことが可能となる。

弁護士は、特に法的判断力、リスクマネジメント能力、情報処理能力、政策分析能力に秀でており、地方自治体の職員が、議会や上司への対応を重視し、「課題から入って、解決方法を立案する」という傾向に対して、弁護士は「課題があつて問題解決に至るまでのハードルをいかに下げていくか」を考え、常に法的な観点からスタートする。

リーガルサポーターズ制度の導入にあたって、外部の顧問弁護士は、訴訟への対応が中心で、条例立案等の支援は行っていない。しかし、任期付き職員である弁護士には、外部の顧問弁護士では対応が難しい業務への対応が期待できる。例えば、内部統制、コンプライアンス等の「予防的」分野は、地方自治体の内部にいないと対応することが難しい。また、「政策的」分野は、地方自治体の内部で職員と政策目標を共有しないと対応できない。任期付き職員である弁護士には、政策立案に際しての法務的なサポートをはじめ、債権管理・債権回収、消費者行政、知的財産管理など専門的な法的判断を必要とする行政分野、事後のモニタリング、行政評価、監査などが期待できる。

なお、コスト面については、弁護士は報酬が高いという印象があるが、相対的に弁護士の数が増加しているため、弁護士の報酬は下がっている傾向にあり、若手弁護士であれば比較的低い報酬で対応できる。

財政健全化に向け、課題が山積している河合町にとって、任期付き職員として弁護士に常駐してもらうことは、今後の行政運営にとって大いに有益であると考えられる。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和2年3月河合町議会定例会において、「リーガルサポーターズ制度の導入」を求める決議を提出するものである。

令和2年3月18日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第4号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第4号 リーガルサポーターズ制度の導入を求める決議は、原案のとおり可決されました。

◎議員発議第5号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第24、議員発議第5号 精神障害者の交通運賃割引制度の適用を交通事業者へ求める意見書を議題といたします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、精神障害者の交通運賃割引制度の適用を交通事業者へ求める意見書。

オリンピック・パラリンピックの開催を前にバリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆参両院で採択された。

障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されている。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。

現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。精神障害者においても「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障害者及び知的障害者と同じように、精神障害者にも交通運賃割引制度が適用されなければならない。

この間、大手私鉄では、西鉄が全国初となる精神障害者の運賃割引を実施し、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公共交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきた。平成30年10月に発表された航空会社の3障害共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者に受け止められたものである。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、大手私鉄及び高速道路等の交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに、精神障害者にも他障害者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要がある。

よって、河合町議会は、国会及び政府に対し、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするよう公共交通運輸事業者等にさらなる働きかけを強めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月18日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

以上です。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第5号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第5号 精神障害者の交通運賃割引制度の適用を交通事業者へ求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、令和2年第1回定例会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午後12時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 中 山 義 英

署 名 議 員 坂 本 博 道